

令和4年「生活のしづらさなどに関する調査」
(全国在宅障害児・者等実態調査)の実施について

1 調査の概要

(1) 調査目的

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的として、国が行うものです。

(2) 調査日

令和4年12月1日（木）

(3) 調査の実施主体

厚生労働省

※ 各都道府県・指定都市・中核市へ委託して実施。

(4) 調査対象

全国約5,400国勢調査区に居住する在宅の障害児・者等（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方。）を対象とします。

(5) 調査事項

- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査項目
年齢、性別、障害の原因、就労・就学の状況等
 - ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等
- ※ 個人を特定できる質問はありません。

(6) 調査手法

- ① 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、調査対象者の有無を確認します。なお、事前に対象世帯に「お知らせ」を配布し、訪問を希望しない世帯への訪問はしません。
- ② 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する（自計郵送方式）。
※ 本市に郵送された調査票については、未開封のまま厚生労働省へ提出します。
- ③ 調査票は、原則として調査対象者本人が記入する。
なお、必要に応じて、適切な記入の支援を実施する。
 - ・ 視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版の調査票を配布
 - ・ 調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者の派遣について配慮

- ・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆

(7) 調査員

各都道府県・指定都市・中核市から任命され、調査員証の交付を受けた者

※ 本市では、市職員により行うこととしています。

(8) 調査の集計

厚生労働省において集計を行い、その結果は「令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）概況」として速やかに公表されるとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載されます。

【参考】対象となる調査区が含まれる校区の一覧（1調査区当たりの平均は約60世帯です。）

区	対象調査区数	対象調査区が含まれる校区 ※（ ）内の数字は対象調査区数
堺区	8	三宝、錦、浅香山、榎、少林寺、市、新湊、大仙
中区	5	八田荘、深井、東深井、久世、東陶器
東区	4	白鷺、日置荘、登美丘東、野田
西区	6	浜寺東、浜寺昭和、上野芝、平岡、鳳南、福泉
南区	6	竹城台東、晴美台、若松台、庭代台、福泉中央、美木多
北区	7	五箇荘東、東三国丘、新金岡東、金岡（2）、百舌鳥、西百舌鳥
美原区	1	八上

（計37）

（お問合せ先）

堺市 障害施策推進課 権利擁護係

電 話 072-280-2001

FAX 072-228-8918